

1 県立奈良養護学校

【調査目的】

奈良養護学校の現状と課題について

【調査概要】

学校の概要について説明を受け、施設を見学。

○奈良養護学校の概要

- ・昭和 55 年創立。平成 24 年に奈良東養護学校の病弱教育部門のうち施設内訪問教育が移管され、肢病併置となる。
- ・現在、病弱教育部門は 3 教室（東大寺光明園教室（東大寺福祉療育病院内）、バンビ教室（独立行政法人国立奈良病院機構奈良医療センター内）、バルツァ・ゴードル教室（重症心身障害児学園・病院 バルツァ・ゴードル内）を設置。
- ・訪問教育（家庭）は令和 2 年度より県北部の拠点校。
- ・校区：奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市ほか北部地域。
- ・在籍：124 名（肢体不自由 99 名、病弱 25 名）。
- ・児童生徒の多くは重度障害を併せ持ち、医療的ケアが必要な割合は約 6 割。

○学校生活について

【通学】

- ・スクールバス 3 台を運行。家庭送迎や福祉事業所送迎を併用する例も多い。

【授業】

- ・特別支援教育においては、学習の基盤となる自立活動という指導がある。自立活動は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度、習慣を養い、もって心身の調和的な発達の基盤を培うための指導領域であり、体に関する取り組みの他、健康の保持、コミュニケーション、人間関係の形成や、環境の把握など、多岐に渡る。
- ・高等部においては、卒業後の生活をイメージして、身につけるべきことを生徒自らが考え立案する社会参加学習を行っている。小学部の児童への絵本の読み聞かせを企画するなど、主体性や社会性を養成。
- ・肢体不自由の児童生徒にとって、意思表示や生活支援に必要な支援機器の活用は不可欠。様々な場面で活用している。

- ・給食も自立活動の一環として位置付け、嚥下機能等に応じた食事を提供。

【医療的ケア児】

- ・肢体不自由部門通学生 88 名中、40 名が何らかの医療的ケアを必要としている。学校看護師（看護師免許を持つ教職員）8 名（常勤非常勤合算）と、一定の研修を受けて認定された教員で、医療的ケアを行っている。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の数の増加に加え、必要とされるケアの種類や頻度など、医療依存度も年々高まっている。

【児童生徒会活動について】

- ・小学部～高等部まで、縦割りによる集会活動の企画や、令和 9 年度に奈良県で開催される予定の植樹祭で使用する予定の苗木を育てる活動に取り組んでいる。

○質疑応答

委員からは以下について、質問があった。

- ・医療的ケア児の通学支援事業の活用状況について
- ・災害時を想定した避難訓練や引き渡し訓練の実施状況について
- ・施設環境について
- ・通学バスの利用状況について
- ・医療的ケア児の通学支援について
- ・介助における教員の身体的負担について
- ・旧奈良総合医療センターへの移転計画について



2 県立高等学校総合寄宿舍 畝傍寮

【調査目的】

県立高等学校総合寄宿舍の現状について

【調査概要】

施設の概要について説明を受け、施設を見学。

○畝傍寮の概要

- ・鉄筋コンクリート造3階建、25室。令和6年度に寮室の全面改修済。
- ・職員は、寮長1名、舎監3名が交替で24時間対応。
- ・定員25名（男子のみ）。在寮生は19名（1年生11名、2年生4名、3年生4名）。
- ・1ヶ月当たりの経費は、寄宿舍使用料5,200円、実食分の食費（朝食270円・昼食420円・夕食550円）、保護者会費2,000円。

○畝傍寮での生活

- ・朝の点呼は6:30（土日、長期休暇中は7:00）。夕食は18:00～。第一門限である20:00から夜の点呼時間である22:00までは学習時間。部活動等により遅くなる場合の最終門限は22:00。23:00消灯。
- ・在寮生の所在把握を徹底。早朝の出発、20:00以降の帰寮は事前に申し出が必要。学校以外の外出時にも外出届の記入により把握。
- ・7月のバーベキュー大会、11月の球技大会、12月のクリスマス大会など、寮生の親睦を深めるイベントの他、年5回の大掃除、衛生講習会等の行事がある。

○質疑応答

委員からは以下について、質問があった。

- ・食料品等の値上げへの対応について
- ・家族や友人の宿泊可否・入室範囲について
- ・寮生の卒業後の進路について
- ・定員を上回る希望があった場合の対応について



3 文化財保存事務所 橿原神宮出張所

【調査目的】

重要文化財の修復について

【調査概要】

修復工事の概要について説明を受け、工事現場を見学。

○重要文化財の保存修理の仕組みについて

- ・国指定の重要文化財の所有者は、適切に修理・保存するため、文化庁の定めにより、奈良県に修理事業を委託しなければならない。
- ・大規模現場には県職員が常駐。橿原神宮出張所には建築技師 2 名、大工 2 名、会計年度任用職員 6 名が常駐。
- ・費用は、国補助・県補助・市町村補助があり、残りは所有者負担。

○旧織田屋形大書院及び玄関保存修理事業について

- ・旧織田屋形大書院及び玄関は、かつて天理市柳本町にあった柳本藩の御殿の遺構。江戸時代後期に焼失し、現在の建物は天保 15 年（1844）に再建されたもの。
- ・明治時代には、柳本小学校の校舎として利用されたが、校舎の改築計画に伴い撤去されるところ、橿原神宮に移築されることとなった。昭和 42 年に復元移築工事が竣工し、橿原神宮文華殿として、文化的行事に使用されている。
- ・今回の保存修理事業は、屋根瓦の全面葺替えや不陸の解消を目的とする基礎工事等のほか、今後の活用を見据え、耐震性能の確保や空調設備や床暖房の設置も行っている。令和 8 年 3 月竣工予定。

○質疑応答

委員からは以下について、質問があった。

- ・防火対策について

